

報告第 3 号

国民の保護に関する計画の変更に係る報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

羽曳野市国民保護計画 新旧対照表

●目次 第1編 第1章 総則 (i中)

新	旧
第2節 <u>事態対処法制</u> 1 <u>事態対処法</u>	第2節 <u>武力攻撃事態対処法制</u> 1 <u>武力攻撃事態対処法</u>

●目次 第1編 第4章 羽曳野市の地理的、社会的特徴 (ii中)

新	旧
第3節 人口分布 3 <u>在留外国人数</u>	第3節 人口分布 3 <u>外国人登録者数</u>

●目次 第2編 第1章 実施体制の確立 (iv中)

新	旧
第2節 市国民保護対策本部の設置等 <u>3</u> <u>現地調整所の設置</u> <u>4</u> 市危機管理対策本部会議の開催 <u>5</u> 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置	第2節 市国民保護対策本部の設置等 <u>3</u> 市危機管理対策本部会議の開催 <u>4</u> 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置

●目次 第2編 第2章 住民の避難 (v～vi中)

新	旧
第1節 警報及び緊急通報 1 警報 (4) <u>避難行動要支援者への伝達</u> ・・・(略)・・・ 第3節 避難誘導 3 避難住民の誘導 (4) <u>避難行動要支援者の避難誘導</u>	第1節 警報及び緊急通報 1 警報 (4) <u>災害時要援護者への伝達</u> ・・・(略)・・・ 第3節 避難誘導 3 避難住民の誘導 (4) <u>災害時要援護者の避難誘導</u>

●目次 第2編 第3章 避難住民等の救援 (vii中)

新	旧
第2節 安否情報の収集・提供 5 個人情報の保護への配慮 6 安否情報システムの利用	第2節 安否情報の収集・提供 5 個人情報の保護への配慮

●目次 第3編 第2章 避難・救援・災害対処 (xi～xii中)

新	旧
第1節 避難 2 警報の伝達・通知 (6) <u>避難行動要支援者</u> への伝達 ……(略)…… 3 避難誘導 (2) <u>避難行動要支援者</u> の避難誘導	第1節 避難 2 警報の伝達・通知 (6) <u>災害時要援護者</u> への伝達 ……(略)…… 3 避難誘導 (2) <u>災害時要援護者</u> の避難誘導

●第1編 総論 第1章 総則 (1～2項中)

新	旧
第2節 <u>事態対処法制</u> 1 <u>事態対処法</u> 平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（ <u>事態対処法</u> ）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。 2 関連法制 ……(略)…… これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、 <u>事態対処法</u> に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。	第2節 <u>武力攻撃事態対処法制</u> 1 <u>武力攻撃事態対処法</u> 平成15年6月、有事法制の基本法である武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（ <u>武力攻撃事態対処法</u> ）が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。 2 関連法制 ……(略)…… これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、 <u>武力攻撃事態対処法</u> に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。

●第1編 総論 第1章 総則 (3項中)

新	旧
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>事 態 対 処 法</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って 以下のような関連法制が整備</p>  </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>武 力 攻 撃 事 態 対 処 法</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って 以下のような関連法制が整備</p>  </div>

●第1編 総論 第1章 総則 (4項中)

新	旧
<p>第3節 国民保護措置等</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「<u>事態対策本部</u>」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p>	<p>第3節 国民保護措置等</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「<u>武力攻撃事態等対策本部</u>」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。</p>

●第1編 総論 第1章 総則 (5項中)

新	旧
《図：国民保護措置等の実施の流れ》	《図：国民保護措置等の実施の流れ》
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">事態対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)</p> </div> <p>①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など) ②国民を保護するための措置</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">武力攻撃事態等対策本部等 (本部長：内閣総理大臣)</p> </div> <p>①事態を終結させるための措置 (攻撃排除措置、外交上の措置など) ②国民を保護するための措置</p>

●第1編 総論 第1章 総則 (7項中)

新	旧
《図：国民保護計画の策定の流れ》	《図：国民保護計画の策定の流れ》
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">事態対処法 (15年6月成立・施行)</p> </div> <p>武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処手続などの基本的事項を規定</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; background-color: #e0ffe0;"> <p style="text-align: center;">武力攻撃事態対処法 (15年6月成立・施行)</p> </div> <p>武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処手続などの基本的事項を規定</p>

●第1編 総論 第1章 総則 (8項中)

新	旧
<p>2 羽曳野市国民保護計画</p> <p>(1) 計画の位置づけ</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>また、本計画策定後、別途具体的な実施手順等を定める「実施マニュアル」を作成するなどして、本計画に基づく措置を円滑に実施できるよう努める。なお、計画や実施マニュアルの作成にあたっては、羽曳野市地域防災計画や羽曳野市危機管理対応指針等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。</p>	<p>2 羽曳野市国民保護計画</p> <p>(1) 計画の位置づけ</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>また、本計画策定後、別途具体的な実施手順等を定める「実施マニュアル <u>(仮称)</u>」を作成するなどして、本計画に基づく措置を円滑に実施できるよう努める。なお、計画や実施マニュアル <u>(仮称)</u> の作成にあたっては、羽曳野市地域防災計画や羽曳野市危機管理対応指針等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。</p>

●第1編 総論 第1章 総則 (9項中)

新	旧
2 羽曳野市国民保護計画 ・・・・(略)・・・ (3) 計画の作成・見直しと変更手続 ・・・・(略)・・・ エ 実施マニュアルの作成等 実施マニュアルを作成・変更する場合には、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。	2 羽曳野市国民保護計画 ・・・・(略)・・・ (3) 計画の作成・見直しと変更手続 ・・・・(略)・・・ エ 実施マニュアル(仮称)の作成等 実施マニュアル(仮称)を作成・変更する場合には、関係機関と十分協議し、その意見を尊重する。また、計画と同様、不断の見直しを行う。

●第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 (15項中)

新	旧				
2 指定地方行政機関 ・・・・(略)・・・ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>近畿中部防衛局</u></td> <td> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 </td> </tr> </table>	<u>近畿中部防衛局</u>	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	2 指定地方行政機関 ・・・・(略)・・・ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>大阪防衛施設局</u></td> <td> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 </td> </tr> </table>	<u>大阪防衛施設局</u>	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
<u>近畿中部防衛局</u>	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整				
<u>大阪防衛施設局</u>	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整				

●第1編 総論 第3章 関係機関の責務と役割 (17項中)

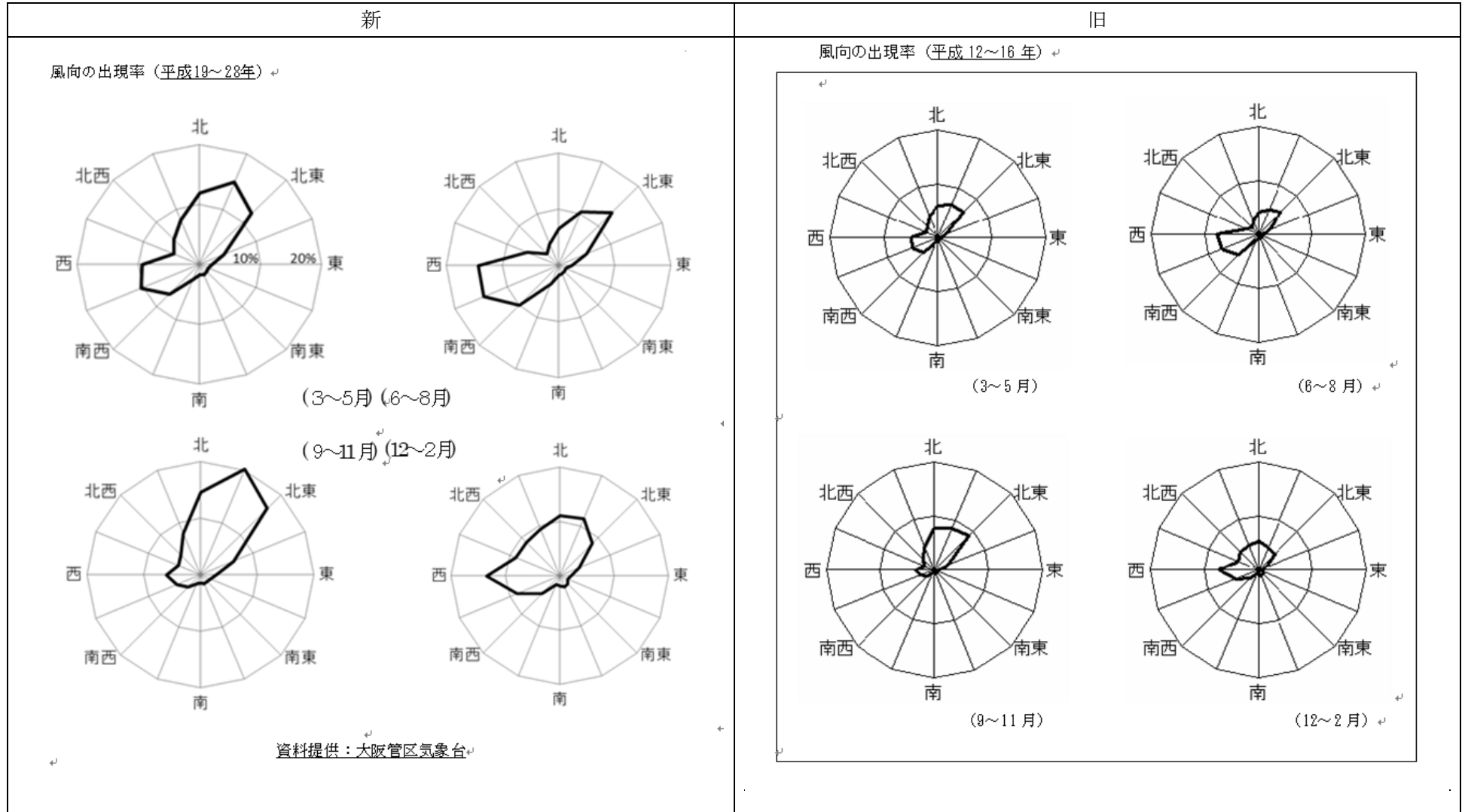
新	旧										
3 指定(地方)公共機関 ・・・・(略)・・・ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>水道用水供給事業者工業用水道事業者</u></td> <td>1 水の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td><u>郵便事業者</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td><u>公益財団法人大阪府消防協会</u></td> <td>1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練</td> </tr> </table>	<u>水道用水供給事業者工業用水道事業者</u>	1 水の安定的な供給	<u>郵便事業者</u>	1 郵便の確保	<u>公益財団法人大阪府消防協会</u>	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練	3 指定(地方)公共機関 ・・・・(略)・・・ <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>日本郵政公社</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td><u>財団法人大阪府消防協会</u></td> <td>1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練</td> </tr> </table>	<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保	<u>財団法人大阪府消防協会</u>	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練
<u>水道用水供給事業者工業用水道事業者</u>	1 水の安定的な供給										
<u>郵便事業者</u>	1 郵便の確保										
<u>公益財団法人大阪府消防協会</u>	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練										
<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保										
<u>財団法人大阪府消防協会</u>	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員の教養訓練										

●第1編 総論 第4章 羽曳野市の地理的、社会的特徴 (19項中)

新
<p>第2節 気候</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>市の最寄りの観測地点（大阪府立環境農林水産総合研究所）における気象と大阪管区气象台観測（平年値）と比べると<u>最高気温は差がなく、最低気温（2.6℃）と平均気温（1.3℃）はいずれも低く、また降水量は39.5mm多く、日照時間は7.0時間少なくなっている。</u>風向は、概ね春・秋には北ないし北東から、夏・冬には西ないし南西からの度合いが大きくなっている。</p> <div style="text-align: center;">地上気象：平成29年1月～12月</div> <p style="text-align: center;">観測地点：大阪府立環境農林水産総合研究所（羽曳野市尺度） ※ここに記載している観測データは、農作物の育成管理のために局地的な場所ですべて特殊な観測により計測しているもので、気象業務法に定められている気象観測の対象外の観測となります。</p>

旧
<p>第2節 気候</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>市の最寄りの観測地点（大阪府立食とみどりの総合技術センター）における気象と大阪管区气象台観測（平年値）と比べると<u>最高気温0.4℃、最低気温2.0℃、平均気温1.0℃いずれも低く、また降水量も132.5mm少なく、日照時間は逆に117.5時間多くなっている。</u>降雨量は年平均1,257.2mmであり6月、7月の梅雨期を中心に3月下旬の春雨時と台風期を含む9月の秋雨期に集中している。湿度は60～70%である。</p> <div style="text-align: center;">地上気象：平成18年1月～12月</div> <p style="text-align: center;">観測地点：大阪府立食とみどりの総合技術センター（羽曳野市尺度）</p>

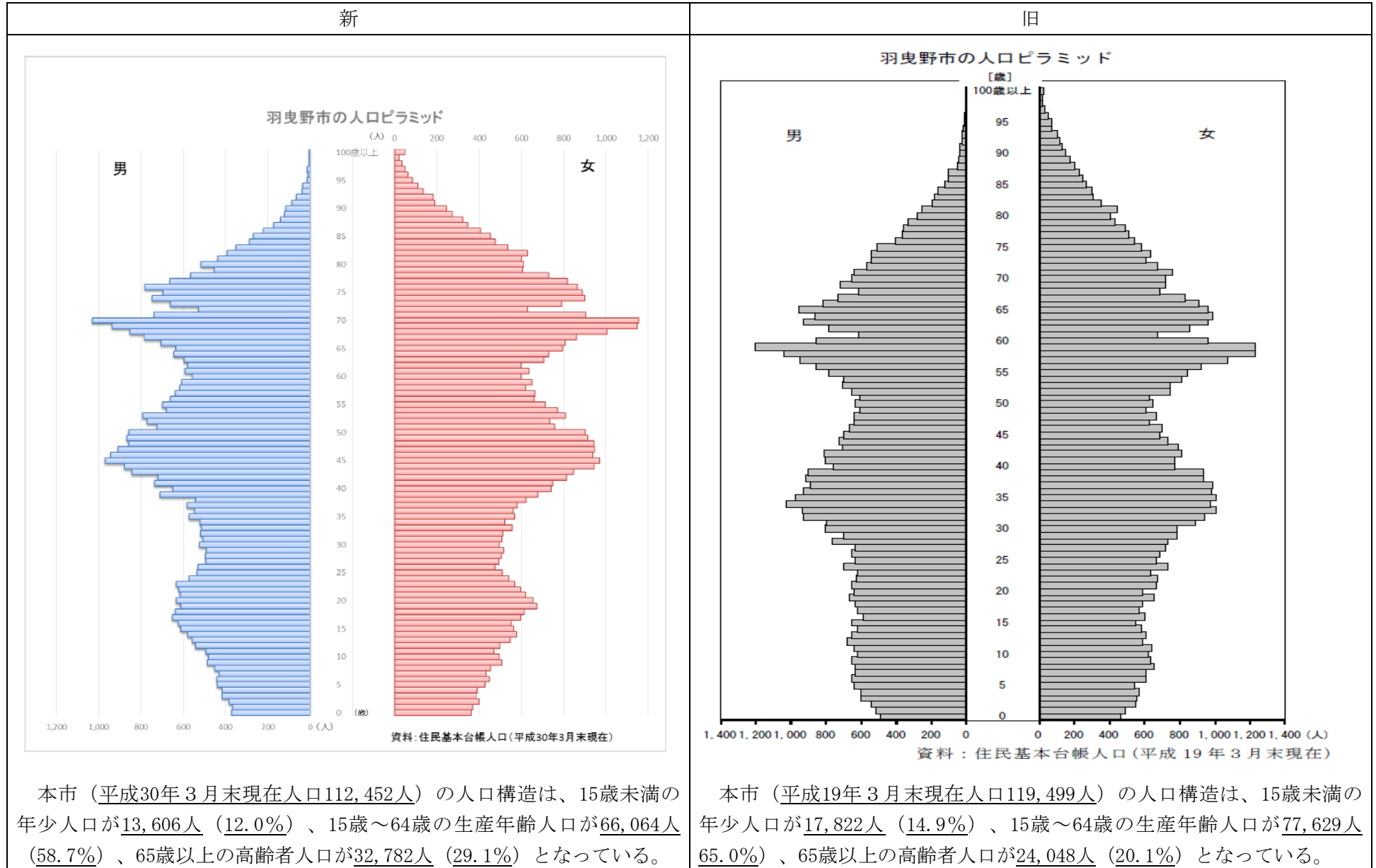
●第1編 総論 第4章 羽曳野市の地理的、社会的特徴 (20項中)



●第1編 総論 第4章 羽曳野市の地理的、社会的特徴 (21項中)

新	旧																																																																																																												
<p>第3節 人口分布</p> <p>1 常住人口</p> <p>本市の人口(平成30年3月末現在)は112,452人で、地区別にみると、最も多いのは高鷲地区の31,837人で、総人口の28.3%を占めており、次いで古市地区が21,467人で19.0%、埴生地区が21,424人で19.0%となっている。一方、最も少ないのは駒ヶ谷地区の3,636人、3.2%となっている。</p> <p>人口密度は、平成30年3月末現在、一平方キロメートルあたり4,253人で、地区別に人口密度が最も高いのは、高鷲地区であり、市域全体の約2.6倍(11,032人)ときわだっている。次いで、羽曳が丘地区が高く、市域全体の約2.4倍(10,349人)になっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口(人)</th> <th>人口割合(%)</th> <th>面積(k㎡)</th> <th>面積割合(%)</th> <th>人口密度(人/k㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古市</td> <td>21,467</td> <td>19.1</td> <td>6,074</td> <td>23.0</td> <td>3,534</td> </tr> <tr> <td>高鷲</td> <td>31,837</td> <td>28.3</td> <td>2,886</td> <td>10.9</td> <td>11,032</td> </tr> <tr> <td>埴生</td> <td>21,424</td> <td>19.1</td> <td>4,072</td> <td>15.4</td> <td>5,261</td> </tr> <tr> <td>羽曳が丘</td> <td>11,125</td> <td>9.9</td> <td>1,075</td> <td>4.1</td> <td>10,349</td> </tr> <tr> <td>駒ヶ谷</td> <td>3,636</td> <td>3.2</td> <td>6,609</td> <td>25.0</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>西浦</td> <td>14,301</td> <td>12.7</td> <td>3,640</td> <td>13.8</td> <td>3,929</td> </tr> <tr> <td>丹比</td> <td>8,662</td> <td>7.7</td> <td>2,083</td> <td>7.9</td> <td>4,158</td> </tr> <tr> <td>市域全体</td> <td>112,452</td> <td>100.0</td> <td>26,439</td> <td>100.0</td> <td>4,253</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成30年3月末現在)</p>	地域	人口(人)	人口割合(%)	面積(k㎡)	面積割合(%)	人口密度(人/k㎡)	古市	21,467	19.1	6,074	23.0	3,534	高鷲	31,837	28.3	2,886	10.9	11,032	埴生	21,424	19.1	4,072	15.4	5,261	羽曳が丘	11,125	9.9	1,075	4.1	10,349	駒ヶ谷	3,636	3.2	6,609	25.0	550	西浦	14,301	12.7	3,640	13.8	3,929	丹比	8,662	7.7	2,083	7.9	4,158	市域全体	112,452	100.0	26,439	100.0	4,253	<p>第3節 人口分布</p> <p>1 常住人口</p> <p>本市の人口(平成19年3月末現在)は119,499人で、地区別にみると、最も多いのは高鷲地区の33,382人で、総人口の27.9%を占めており、次いで埴生地区が23,872人で20.0%、古市地区が23,774人で19.9%となっている。一方、最も少ないのは駒ヶ谷地区の4,022人、3.4%となっている。</p> <p>人口密度は、平成19年3月末現在、一平方キロメートルあたり4,520人で、地区別に人口密度が最も高いのは、高鷲地区であり、市域全体の約2.6倍(11,567人)ときわだっている。次いで、羽曳が丘地区が高く、市域全体の約2.1倍(9,546人)になっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口総数(人)</th> <th>人口割合(%)</th> <th>面積(k㎡)</th> <th>面積割合(%)</th> <th>人口密度(人/k㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古市地区</td> <td>23,774</td> <td>19.9</td> <td>6,074</td> <td>23.0</td> <td>3,914</td> </tr> <tr> <td>高鷲地区</td> <td>33,382</td> <td>27.9</td> <td>2,886</td> <td>10.9</td> <td>11,567</td> </tr> <tr> <td>埴生地区</td> <td>23,872</td> <td>20.0</td> <td>4,072</td> <td>15.4</td> <td>5,882</td> </tr> <tr> <td>羽曳が丘地区</td> <td>10,282</td> <td>8.6</td> <td>1,075</td> <td>4.1</td> <td>9,546</td> </tr> <tr> <td>駒ヶ谷地区</td> <td>4,022</td> <td>3.4</td> <td>6,609</td> <td>25.0</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td>西浦地区</td> <td>14,973</td> <td>12.5</td> <td>3,640</td> <td>13.8</td> <td>4,113</td> </tr> <tr> <td>丹比地区</td> <td>9,214</td> <td>7.7</td> <td>2,083</td> <td>7.9</td> <td>4,423</td> </tr> <tr> <td>市域全体</td> <td>119,499</td> <td>100.0</td> <td>26,439</td> <td>100.0</td> <td>4,520</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成19年3月末現在)</p>	地域	人口総数(人)	人口割合(%)	面積(k㎡)	面積割合(%)	人口密度(人/k㎡)	古市地区	23,774	19.9	6,074	23.0	3,914	高鷲地区	33,382	27.9	2,886	10.9	11,567	埴生地区	23,872	20.0	4,072	15.4	5,882	羽曳が丘地区	10,282	8.6	1,075	4.1	9,546	駒ヶ谷地区	4,022	3.4	6,609	25.0	609	西浦地区	14,973	12.5	3,640	13.8	4,113	丹比地区	9,214	7.7	2,083	7.9	4,423	市域全体	119,499	100.0	26,439	100.0	4,520
地域	人口(人)	人口割合(%)	面積(k㎡)	面積割合(%)	人口密度(人/k㎡)																																																																																																								
古市	21,467	19.1	6,074	23.0	3,534																																																																																																								
高鷲	31,837	28.3	2,886	10.9	11,032																																																																																																								
埴生	21,424	19.1	4,072	15.4	5,261																																																																																																								
羽曳が丘	11,125	9.9	1,075	4.1	10,349																																																																																																								
駒ヶ谷	3,636	3.2	6,609	25.0	550																																																																																																								
西浦	14,301	12.7	3,640	13.8	3,929																																																																																																								
丹比	8,662	7.7	2,083	7.9	4,158																																																																																																								
市域全体	112,452	100.0	26,439	100.0	4,253																																																																																																								
地域	人口総数(人)	人口割合(%)	面積(k㎡)	面積割合(%)	人口密度(人/k㎡)																																																																																																								
古市地区	23,774	19.9	6,074	23.0	3,914																																																																																																								
高鷲地区	33,382	27.9	2,886	10.9	11,567																																																																																																								
埴生地区	23,872	20.0	4,072	15.4	5,882																																																																																																								
羽曳が丘地区	10,282	8.6	1,075	4.1	9,546																																																																																																								
駒ヶ谷地区	4,022	3.4	6,609	25.0	609																																																																																																								
西浦地区	14,973	12.5	3,640	13.8	4,113																																																																																																								
丹比地区	9,214	7.7	2,083	7.9	4,423																																																																																																								
市域全体	119,499	100.0	26,439	100.0	4,520																																																																																																								

●第1編 総論 第4章 羽曳野市の地理的、社会的特徴 (22項中)



●第1編 総論 第4章 羽曳野市の地理的、社会的特徴 (23項中)

新	旧																																																																																																
<p>2 昼間人口</p> <p>平成27年の本市の昼間人口は<u>96,966人</u>で、大阪府の1.1%を占めている。昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は<u>86.1</u>であり、本市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は<u>19,046人</u>、逆に流出する人口は<u>34,736人</u>となっている。</p> <p>3 在留外国人数</p> <p>本市の<u>在留外国人数</u>（平成30年3月末現在）は、896人となっている。これを国籍（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国・朝鮮で<u>415人</u>（46.3%）、次いで中国の<u>171人</u>（19.0%）、<u>ベトナムの96人</u>（10.7%）、<u>フィリピンの52人</u>（5.8%）などとなっている。</p> <p style="text-align: center;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>815</td> <td>786</td> <td>813</td> <td>843</td> <td>896</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮</td> <td>469</td> <td>452</td> <td>457</td> <td>433</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>187</td> <td>152</td> <td>140</td> <td>144</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>16</td> <td>24</td> <td>36</td> <td>71</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>34</td> <td>31</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>99</td> <td>119</td> <td>131</td> <td>156</td> <td>152</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：市民人権部市民課（平成26～30年3月末現在）</p>		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	総数	815	786	813	843	896	韓国・朝鮮	469	452	457	433	415	中国	187	152	140	144	171	ベトナム	16	24	36	71	96	フィリピン	34	31	39	39	52	アメリカ	10	8	10	11	10	その他	99	119	131	156	152	<p>2 昼間人口</p> <p>平成17年の本市の昼間人口は<u>100,180人</u>で、大阪府の1.1%を占めている。昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は<u>84.4</u>であり、本市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は<u>19,374人</u>、逆に流出する人口は<u>37,875人</u>となっている。</p> <p>3 外国人登録者数</p> <p>本市の<u>外国人登録者数</u>（平成19年3月末現在）は、896人となっている。これを国籍（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国・朝鮮で<u>523人</u>（58.4%）、次いで中国の<u>189人</u>（21.1%）、<u>ブラジルの43人</u>（4.8%）、<u>フィリピンの41人</u>（4.6%）などとなっている。</p> <p style="text-align: center;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> <th>平成17年</th> <th>平成18年</th> <th>平成19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>927</td> <td>932</td> <td>951</td> <td>951</td> <td>896</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮</td> <td>626</td> <td>588</td> <td>570</td> <td>564</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>124</td> <td>159</td> <td>194</td> <td>200</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>ブラジル</td> <td>42</td> <td>45</td> <td>39</td> <td>47</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>35</td> <td>37</td> <td>48</td> <td>49</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>91</td> <td>90</td> <td>87</td> <td>79</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">資料：市民人権部市民課（平成15～17年12月末、平成18・19年3月末現在）</p>		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	総数	927	932	951	951	896	韓国・朝鮮	626	588	570	564	523	中国	124	159	194	200	189	ブラジル	42	45	39	47	43	フィリピン	35	37	48	49	41	アメリカ	9	13	13	12	10	その他	91	90	87	79	90
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年																																																																																												
総数	815	786	813	843	896																																																																																												
韓国・朝鮮	469	452	457	433	415																																																																																												
中国	187	152	140	144	171																																																																																												
ベトナム	16	24	36	71	96																																																																																												
フィリピン	34	31	39	39	52																																																																																												
アメリカ	10	8	10	11	10																																																																																												
その他	99	119	131	156	152																																																																																												
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年																																																																																												
総数	927	932	951	951	896																																																																																												
韓国・朝鮮	626	588	570	564	523																																																																																												
中国	124	159	194	200	189																																																																																												
ブラジル	42	45	39	47	43																																																																																												
フィリピン	35	37	48	49	41																																																																																												
アメリカ	9	13	13	12	10																																																																																												
その他	91	90	87	79	90																																																																																												

●第1編 総論 第4章 羽曳野市の地理的、社会的特徴 (24項中)

新	旧
<p>第4節 道路の位置等 ……(略)……</p> <p>2 自動車保有台数 <u>平成29年3月末現在</u>、市内で<u>34,203台</u>の自動車保有されており、その内訳は、貨物用自動車<u>3,768台</u>、乗合用自動車<u>119台</u>、乗用自動車<u>27,975台</u>、特殊用途自動車<u>1,039台</u>、二輪車(125cc超) <u>1,302台</u>となっている。</p> <p style="text-align: center;"><u>(資料：近畿運輸局大阪運輸支局調べ)</u></p>	<p>第4節 道路の位置等 ……(略)……</p> <p>2 自動車保有台数 <u>平成18年3月末現在</u>、市内で約<u>3万8千5百台</u>の自動車保有されており、その内訳は、貨物用自動車約<u>3,800台</u>、乗合用自動車約<u>50台</u>、乗用自動車約<u>32,500台</u>、特殊用途自動車約<u>1,130台</u>、二輪車(125cc超) <u>約1,020台</u>となっている。<u>他に原動機付自転車(125cc以下)は約16,400台</u>となっている。</p> <p style="text-align: center;"><u>(資料：「市区町村別自動車保有車両数 平成18年3月末現在」財団法人自動車検査登録協会の)</u></p>

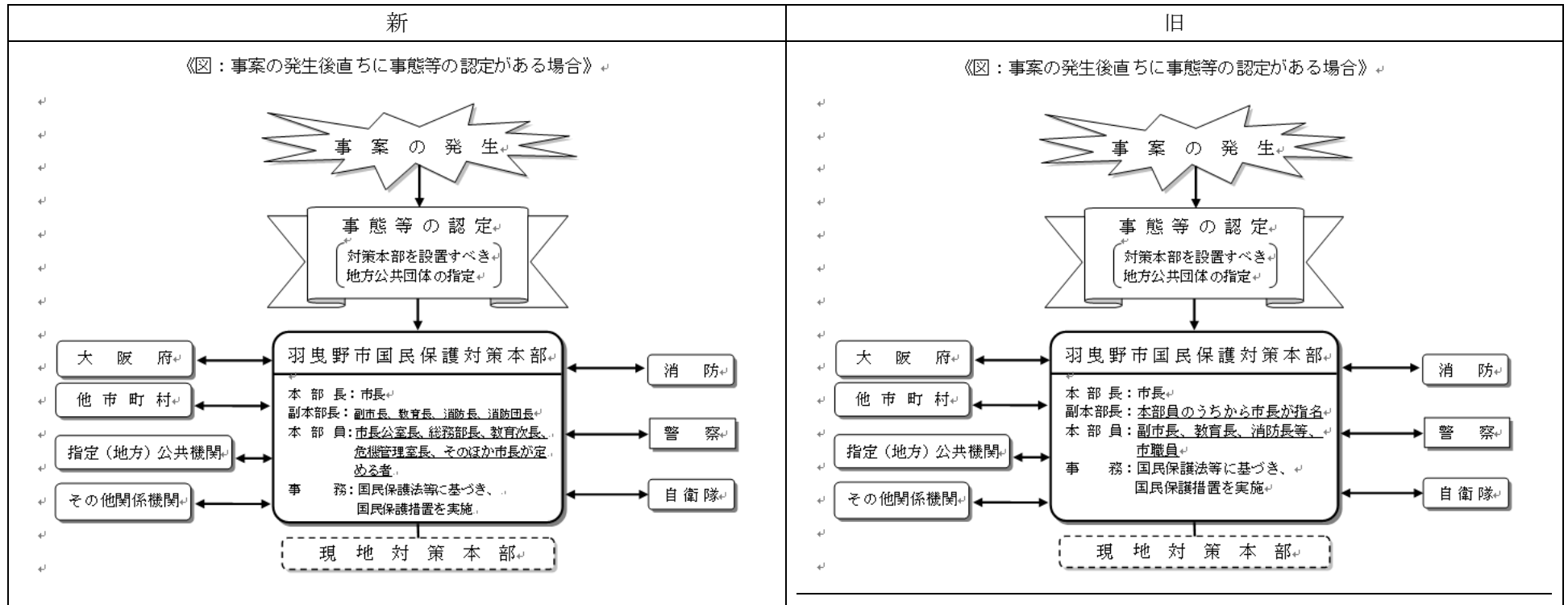
●第1編 総論 第5章 羽曳野市国民保護計画が対象とする事態 (32項中)

新	旧
<p>第3節 NBC兵器による攻撃 ……(略)……</p> <p>1 核兵器等を用いた攻撃 ……(略)……</p> <p>(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点 ……(略)……</p> <p>カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。</p> <p>キ <u>核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p>	<p>第3節 NBC兵器による攻撃 ……(略)……</p> <p>1 核兵器等を用いた攻撃 ……(略)……</p> <p>(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点 ……(略)……</p> <p>カ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。</p>

●第1編 総論 第7章 用語の定義 (39項中)

新		旧	
用語	意義及び用法	用語	意義及び用法
対策本部（長）	国では <u>事態対策本部</u> （長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市町村では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」、「市町村対策本部（長）」と表記している。	対策本部（長）	国では <u>武力攻撃事態対策本部</u> （長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市町村では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。それぞれを区別する必要があるときは、「国対策本部（長）」「府対策本部（長）」、「市町村対策本部（長）」と表記している。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する <u>国民保護法第2条第3項</u> に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし <u>同項第6号</u> に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法の規定に基づいて実施する <u>事態対処法第22条第1号</u> に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし <u>同号</u> に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 (42項中)



●第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 (45項中)

新	旧				
<p>第2節 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部の設置</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(1) 対策本部の組織等</p> <p>ア 対策本部の組織</p> <p>・・・(略)・・・</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">副本部長</td> <td>副市長、教育長、消防庁、消防団長</td> </tr> </table>	副本部長	副市長、教育長、消防庁、消防団長	<p>第2節 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部の設置</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(1) 対策本部の組織等</p> <p>ア 対策本部の組織</p> <p>・・・(略)・・・</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">副本部長</td> <td>副市長、収入役、教育長、水道局管理者、消防庁、消防団長</td> </tr> </table>	副本部長	副市長、収入役、教育長、水道局管理者、消防庁、消防団長
副本部長	副市長、教育長、消防庁、消防団長				
副本部長	副市長、収入役、教育長、水道局管理者、消防庁、消防団長				

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 (46項中)

新	旧
<p>(2) 対策本部長の権限</p> <p>市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、<u>各種の国民保護措置の実施に当たっては、次の権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。</u></p>	<p>(2) 対策本部長の権限</p> <p>市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、<u>次の権限を適切に行使し、国民保護措置の的確かつ迅速に実施する。</u></p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 (48～49項中)

新	旧
<p><u>3 現地調整所の設置</u></p> <p><u>市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、関係機関の間の連絡調整を図るものとする</u></p> <p><u>4 市危機管理対策会議の開催</u></p> <p>・・・(略)・・・</p> <p><u>5 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置</u></p> <p>第3節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p><u>さらに、国・府の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、必要に応じ、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。</u></p>	<p><u>3 市危機管理対策会議の開催</u></p> <p>・・・(略)・・・</p> <p><u>4 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置</u></p> <p>第3節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 (51項中)

新	旧
<p>6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p>	<p>6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p>

新	旧
<p>《図：警報の伝達・通知》</p> <p>武力攻撃事態等</p> <p>警報の発令（国対策本部長） 事態の現状・予測、発生地域など</p> <p>指定公共機関（放送事業者）</p> <p>通知</p> <p>Em-Net</p> <p>通知【総務大臣（消防庁）を經由】</p> <p>知事（府対策本部）</p> <p>通知</p> <p>指定地方公共機関（放送事業者）</p> <p>J-ALERT・Em-Net</p> <p>通知（防災行政無線など）</p> <p>市長（羽曳野市対策本部）</p> <p>市の他の執行機関（教育委員会等）</p> <p>その他の関係機関</p> <p>消防組合</p> <p>関係のある公私の団体</p> <p>府警察</p> <p>協力</p> <p>伝達（サイレン、防災行政無線など）</p> <p>伝達</p> <p>放送</p> <p>住民</p>	<p>《図：警報の伝達・通知》</p> <p>武力攻撃事態等</p> <p>警報の発令（国対策本部長） 事態の現状・予測、発生地域など</p> <p>指定公共機関（放送事業者）</p> <p>通知</p> <p>知事（府対策本部）</p> <p>通知【総務大臣（消防庁）を經由】</p> <p>指定地方公共機関（放送事業者）</p> <p>通知（防災行政無線など）</p> <p>市長（羽曳野市対策本部）</p> <p>市の他の執行機関（教育委員会等）</p> <p>その他の関係機関</p> <p>消防組合</p> <p>関係のある公私の団体</p> <p>府警察</p> <p>協力</p> <p>伝達（サイレン、防災行政無線など）</p> <p>伝達</p> <p>放送</p> <p>住民</p>
<p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>ア 市長は、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット（ホームページへの掲載）、携帯電話の一斉メール等<u>を活用するほか、自主防災組織や自治会等の自発的な協力など、効果的な伝達手段を確保する。</u></p> <p>イ ……(略)……</p> <p>この場合において、消防組合は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する</p>	<p>(3) 伝達・通知方法</p> <p>ア 市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット（ホームページへの掲載）、携帯電話の一斉メール等、<u>市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。</u></p> <p>イ ……(略)……</p> <p>この場合において、消防組合は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 (55項中)

新	旧
<p>(4) <u>避難行動要支援者</u>への伝達 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等 <u>避難行動要支援者</u>に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。 ア 在宅の<u>避難行動要支援者</u></p>	<p>(4) <u>災害時要援護者</u>への伝達 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等 <u>災害時要援護者</u>に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。 ア 在宅の<u>災害時要援護者</u></p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 (57項中)

新	旧
<p>(3) 緊急通報の伝達・通知</p> <p>《図：緊急通報の流れ》</p> <p>武力攻撃災害の兆候など</p> <p>発見者</p> <p>通報</p> <p>消防職員 警察官</p> <p>通報</p> <p>市 長</p> <p>通報</p> <p>知 事</p> <p>関係機関</p> <p>武力攻撃災害の発生など</p> <p>府の他の執行機関 (公安委員会・教育庁)</p> <p>緊急通報の発令(知事) 災害の現状・予測など</p> <p>報告</p> <p>国対策本部長</p> <p>通知</p> <p>指定(地方)公共機関 (放送事業者)</p> <p>市 長</p> <p>市 市の他の執行機関 (公安委員会・教育委員会) その他の関係機関</p> <p>通知</p> <p>消防 組 合</p> <p>協力</p> <p>府 警 察</p> <p>伝達</p> <p>住 民 等</p> <p>放送</p>	<p>(3) 緊急通報の伝達・通報</p> <p>《図：緊急通報の流れ》</p> <p>武力攻撃災害の兆候など</p> <p>発見者</p> <p>通報</p> <p>消防職員 警察官</p> <p>通報</p> <p>市 長</p> <p>通報</p> <p>知 事</p> <p>関係機関</p> <p>武力攻撃災害の発生など</p> <p>府の他の執行機関 (公安委員会・教育委員会)</p> <p>緊急通報の発令(知事) 災害の現状・予測など</p> <p>報告</p> <p>国対策本部長</p> <p>通知</p> <p>指定(地方)公共機関 (放送事業者)</p> <p>市 長</p> <p>市 市の他の執行機関 (公安委員会・教育委員会) その他の関係機関</p> <p>通知</p> <p>消 防 組 合</p> <p>協力</p> <p>府 警 察</p> <p>伝達</p> <p>住 民 等</p> <p>放送</p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 (59項中)

新	旧
<p>第2節 避難の指示・退避の指示</p> <p>1 避難の指示</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 避難の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。<u>なお、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市長は、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在するもの等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。</u></p>	<p>第2節 避難の指示・退避の指示</p> <p>1 避難の指示</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 避難の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。</p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第2章 住民の避難 (64～65項中)

新	旧
<p>第3節 避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>キ 消防組合は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(4) <u>避難行動要支援者</u>の避難誘導</p>	<p>第3節 避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市職員等による避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>キ 消防組合は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>ク 消防団は、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(4) <u>災害時要援護者</u>の避難誘導</p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 (73項中)

新		旧	
<p>第1節 救援の実施 ……(略)…… 3 救援の内容 ……(略)…… (2) 収容施設の供与 ……(略)…… イ 留意事項 ……(略)…… (エ) <u>避難行動要支援者</u>への配慮(施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など) ……(略)…… (3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与 ……(略)…… ア 飲料水の供給 市は、<u>大阪府広域水道震災対策本部</u>を通じて、<u>府の要請</u>を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。 ……(略)…… ウ 後方医療対策 ……(略)…… (ウ) 災害医療機関の役割 ……(略)……</p>		<p>第1節 救援の実施 ……(略)…… 3 救援の内容 ……(略)…… (2) 収容施設の供与 ……(略)…… イ 留意事項 ……(略)…… (エ) <u>災害時要援護者</u>への配慮(施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など) ……(略)…… (3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与 ……(略)…… ア 飲料水の供給 市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。 ……(略)…… ウ 後方医療対策 ……(略)…… (ウ) 災害医療機関の役割 ……(略)……</p>	
<p>特定診療災害医療センター (大阪はびきの医療センター外3病院)</p>	<p>省略</p>	<p>特定診療災害医療センター (府立呼吸器・アレルギー医療センター外3病院)</p>	<p>省略</p>
<p>市災害医療センター (医療法人春秋会城山病院)</p>		<p>市災害医療センター (医療法人医仁会藤本病院)</p>	
<p>災害医療協力病院(藤本病院外4病院)</p>		<p>災害医療協力病院(藤本病院外2病院)</p>	

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 (78項中)

新	旧
<p>(9) 学用品の給与</p> <p>市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒（<u>特別支援学校の児童・生徒を含む。</u>）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p>	<p>(9) 学用品の給与</p> <p>市は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒（<u>盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。</u>）・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。</p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第3章 避難住民等の救援 (87項中)

新	旧
<p>第2節 安否情報の収集・提供 ・・・(略)・・・</p> <p>5 個人情報の保護への配慮</p> <p>市長は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。</p> <p><u>6 安否情報システムの利用</u></p> <p><u>市は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行なうものとする。</u></p>	<p>第2節 安否情報の収集・提供 ・・・(略)・・・</p> <p>5 個人情報の保護への配慮</p> <p>市長は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。</p>

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 (95項中)

新			旧		
3節 生活関連等施設の安全確保			第3節 生活関連等施設の安全確保		
1 生活関連等施設の安全確保 ・・・(略)・・・			1 生活関連等施設の安全確保 ・・・(略)・・・		
(2) 対象施設 ・・・(略)・・・			(2) 対象施設 ・・・(略)・・・		
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法及び航空法	⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備及び航空法
・・・(略)・・・			・・・(略)・・・		
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 ・・・(略)・・・			2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 ・・・(略)・・・		
(3) 市長・消防組合管理者が命ずることができる対象物質と措置 ・・・(略)・・・			(3) 市長・消防組合管理者が命ずることができる対象物質と措置 ・・・(略)・・・		
⑤	核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	原子力規制委員会	⑤	核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
⑥	核原料物質【原子力基本法】	原子力規制委員会	⑥	核原料物質【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	原子力規制委員会	⑦	放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	文部科学大臣
⑧	毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 知事	⑧	毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事
・・・(略)・・・			・・・(略)・・・		
(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条（事業者外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加）の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。			(注2) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。		
(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。			(注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。		

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 (99項中)

新		旧	
第4節 NBC攻撃による災害への対処		第4節 NBC攻撃による災害への対処	
1 関係機関の役割		1 関係機関の役割	
国 (内閣総理大臣)	○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、 <u>関係大臣等</u> を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施	国 (内閣総理大臣)	○NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、 <u>関係大臣</u> を指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施
・・・(略)・・・		・・・(略)・・・	
2 市の役割		2 市の役割	
・・・(略)・・・		・・・(略)・・・	
(2) 国の方針に基づく措置の実施		(2) 国の方針に基づく措置の実施	
市は、内閣総理大臣が、 <u>関係大臣等</u> を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。		市は、内閣総理大臣が、 <u>関係大臣</u> を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。	

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 (101項中)

新		旧	
第5節 保健福祉・衛生		第5節 保健福祉・衛生	
市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、 <u>避難行動要支援者</u> の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。		市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、 <u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u> の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。	

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第4章 武力攻撃災害への対処 (102項中)

新		旧	
【参考】		【参考】	
類型	感染症名	類型	感染症名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、 <u>重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）</u> 、 <u>中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）</u> 、 <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</u>	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、 <u>腸チフス、パラチフス重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）</u>
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

●第2編 武力攻撃事態等への対処 第5章 国民生活の安定 (108項中)

新	旧
<p>2 避難住民等の生活等に対する教育</p> <p>(1) 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、<u>府教育庁と連携し</u>、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p>	<p>2 避難住民等の生活等に対する教育</p> <p>(1) 被災児童・生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会は、<u>府教育委員会と連携し</u>、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p>

●第3編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備 (109～110項中)

新		旧	
部局名	平素の業務	部局名	平素の業務
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に関する広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・情報伝達手段の確保に関すること ・職員の現状把握に関すること ・<u>保育所入所児の安全確保、避難誘導及び収容に関すること</u> ・<u>保育所入所児の安否情報の収集に関すること</u> 	市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に関する広報に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること ・情報伝達手段の確保に関すること ・職員の現状把握に関すること
省略		省略	
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の援護状況の調査及び処理に関すること ・避難所の設置及び避難住民等の健康維持活動に関すること ・医療、医薬品等の供給体制に整備に関すること ・医療救護班の編成及び派遣に関すること ・医療救護班との連絡・調整に関すること ・医師会等医療機関及び保健所との連絡調整に関すること ・医療衛生に関すること ・ボランティアの受け入れに関すること ・民間福祉施設との連絡調整に関すること ・<u>避難行動要支援者対策に関すること</u> 	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の援護状況の調査及び処理に関すること ・避難所の設置及び避難住民等の健康維持活動に関すること ・医療、医薬品等の供給体制に整備に関すること ・医療救護班の編成及び派遣に関すること ・医療救護班との連絡・調整に関すること ・医師会等医療機関及び保健所との連絡調整に関すること ・医療衛生に関すること ・<u>保育所入所児の安全確保、避難誘導及び収容に関すること</u> ・<u>保育所入所児の安否情報の収集に関すること</u> ・ボランティアの受け入れに関すること ・民間福祉施設との連絡調整に関すること ・<u>災害時要援護者対策に関すること</u>

●第3編 平素からの備え 第2章 避難・救援・災害対処 (119～120項中)

新	旧
<p>第1節 避難</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>2 警報の伝達・通知</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(6) <u>避難行動要支援者</u>への伝達</p> <p>市長は、<u>避難行動要支援者</u>について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における<u>避難行動要支援者</u>への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>3 避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>の避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>イ 市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で<u>避難行動要支援者</u>の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>4 避難施設</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 指定への協力</p> <p>市は、府が行う避難施設の指定に際し、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。</p>	<p>第1節 避難</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>2 警報の伝達・通知</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>への伝達</p> <p>市長は、<u>災害時要援護者</u>について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における<u>災害時要援護者</u>への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>3 避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の避難誘導</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>イ 市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で<u>災害時要援護者</u>の避難を支援する仕組みづくりに努める。</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>4 避難施設</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>(2) 指定への協力</p> <p>市は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。</p>

羽曳野市国民の保護に関する計画の変更の趣旨及び概要について

1. 変更の趣旨

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」では、武力攻撃事態等において、国や地方自治体が連携・協力して、住民の避難や救援を迅速・的確に行えるよう、第 35 条第 1 項において、国が定める基本指針及び都道府県の国民保護計画に基づき、市町村が国民保護計画を策定することが義務付けられており、本市では、羽曳野市国民保護計画を平成 19 年 1 月に策定した。

今回の計画変更では、この間に改正された法令や基本指針、大阪府国民保護計画との整合を図るとともに、関係機関の組織改編や名称変更などによる所要の修正を行った。

2. 変更項目の概要

(1) 法令等の改正によるもの

- ① 平和安全法制整備法(平成 28 年 3 月 29 日施行)を受け「武力攻撃事態対処法」が「事態対処法」に改正・改称されたことによる変更
- ② 感染症法改正(平成 27 年 1 月 21 日施行)において、鳥インフルエンザ等が追加されたことによる追記

(2) 基本指針の改正によるもの

- ① 国・府の現地対策本部が合同対策協議会を開催する際、必要に応じて市対策本部から出席する旨の追記
- ② 安否情報の収集・提供の項目に「安否情報システムの利用」を追記

(3) 大阪府国民保護計画の変更によるもの

- ① 核攻撃等における避難住民等への汚染拡大防止措置の必要性の追記
- ② 警報の伝達・通知方法に J-ALERT 等が導入されたことによる追記
- ③ 現地関係機関の活動の調整のための現地調整所を設置することを追記

(4) その他

- ① 組織改編や名称変更等に伴う変更
- ② その他